

(1) 令和2年度川越市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

No	資料番号	資料の該当箇所	御意見・御質問	回答
1	資料1		人口は横這いだが、被保険者が減少している要因は？	国保被保険者の年齢構成として、65歳以上の前期高齢者の割合が約44%と高く、後期高齢者医療制度への移行が多いことが、被保険者の減少につながっています。団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行を控えており、この減少傾向は続くものとみられます。
5	資料1		①国保事業納付金：前年度比△7.12%、6.76億円減の要因は？ ②その他繰入の増加には、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支出、失業や収入減少による保険税減免が影響しているのか。 ③療養給付費等費用額の減少について、どのような医療分野での減少か？	①主に、国保事業費納付金の算出過程における、療養給付費等の精算（減算方式）によるものと認識しています。令和2年度の医療給付費分は平成30年度納付金の余剰分を減算して算出されていたことが要因と考えております。 ②資料1に誤りがあり、令和2年度のその他繰入金は前年度比△24.21%の649,2543千円でした。減少の大きな要因は、①国保事業納付金の減少です。 ③国保中央会の発表によりますと、令和2年度の一人当たり医療費の診療種別では、前年度比で入院が1.5%減、入院外が2.6%減、歯科が1.4%減、調剤が0.3%減となっており、入院外の減少が目立っています。
2	資料4		保険給付費減少は、コロナ禍での受診控えか？	保険給付費の減少につきましては、令和2年度国内医療費の総額が、3.2%減少したと報道されています。減少の要因としては、新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えや、感染対策の浸透による呼吸器疾患の減少が挙げられております。令和3年度予算については、新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の見込みが不明確であったことから軒並み前年度並みの予算としていたものです。
3	資料10		①延滞金収入について、件数が増え・金額が減少しているのは何故？ ②不能欠損額の増加について	①延滞金収入の金額が減少している理由につきましては、延滞金利率の低下、滞納整理の進行による大口滞納者の減少、差押え等の早期着手による延滞金の抑制などが挙げられます。 ②本市では、「第四次川越市市税等収入率向上プラン」に収入未済額の目標削減額を設定していることに基づき、滞納繰越分の収入未済額の圧縮を目標に掲げて滞納整理を進めています。滞納処分の執行停止に該当する場合に遅滞なく事務を進める中で、結果として該当事案が増加し、不能欠損が増加しているものと認識しています。
6	資料10		①現年度の収入率が改善された要因は ②滞納分の収入率、滞納者の状況を伺いたい。	①令和2年度現年度課税分の収納対策として、通常の滞納整理に加え、ローテーションでの滞納整理員による電話催告を、令和2年12月から翌年3月までの4か月にわたり連日実施したことによる効果と考えております。 ②滞納繰越分の収入率につきましては、過去5年では令和元年度を除き、増加しています。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、より滞納されている方の収入状況の見極めを徹底し、財産調査を強化する中で十分な裏付けのもとに、滞納処分を行うなどの対策を講じてまいりました。滞納者の状況につきましては、国保税の課税の仕組みから必ずしも世帯主にその原因があるものばかりではございませんが、滞納されている原因をお聞きする中で、その生活状況を判断しながら納付の可能性についての判断をしていく必要があると考えております。
4			全体的なまとめが必要。社会情勢、計画に対して	令和2年度決算の特徴／前年度比 ①国保税収△2千万円（被保険者数減少、新型コロナに対応した税の減免）⇔収入率向上 ②一般会計繰入金額の減額△2.7億円（国保事業納付金の減額） ③保険給付費の減額△11.2億円（新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え）
7			収入未済額と延滞金収入の件数が大幅に増えている。コロナ禍、滞納処分は通常どおりの処分なのか。また、今後どのような影響が出てくるのか。	コロナ禍における滞納処分につきましては、状況が人により異なることから、事情をよくお聞きした上で、生活困窮である場合などは滞納処分の執行停止とすることもあり、こうした見極めをしっかりと行うことで適正な滞納整理に取り組んでいるところです。今後につきましては、長引くコロナ禍の影響による収入減少や職を失う方などもおりますので、過去の収入や生活状況を踏まえ慎重に対応していく必要があるものと認識しております。

8			新型コロナウイルス感染症の流行による、国保財政への影響について	現在、国保財政の県体化により、市からの給付額は交付金により賄われていることから、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え、医療費総額の減少が、直接的に市の国保財政に影響を与えてはいません。しかしながら、県単位では納付金過多による繰越が発生した場合、令和4年度以降の納付金減算に充てられると伺っております。
9			・コロナ禍で医療費が減少している現状だが、国保の安定的な運営には医療費適正化は必須。国保の財政状況を分かりやすく説明していくことが必要。病気を未然に防ぐデータヘルス計画は優れたシステム。取組を十分行うことで医療費の適正化につながる。	今後も、データヘルス計画での取組を進めることで、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図り、情報提供に努めてまいります。

(2) 令和2年度データヘルス計画の進捗状況結果報告について

No	資料番号	資料の該当箇所	御意見・御質問	回答
1	資料11 (別紙)		①平成28年度と比較し、総括を ②一人当たり医療費増加の要因 ③健診受診率減少の要因はコロナ禍?	①基本データ、平均寿命・65歳健康寿命は男女とも延伸しているものの、心疾患・脳血管疾患の死亡率は県水準より高くなっています。②一人当たり医療費は、例年2%上昇が標準的と言われていますが、4年間で増加率は3.6%となっています。③健診受診率減少については、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けていると考えております。
2	資料11 (別紙)	(別紙) 令和2年度個別 保健事業の指標・アウトカム(成果)・評価指標	共通アウトカムが設定されている事業について 個々の事業のアウトカムに対する作用がわかりづらい。 各事業に中間アウトカムを設定することを考えられないか。	中間のアウトカムが設定可能な事業につきましては、効果や作用がわかりやすくなるよう、設定を進めてまいります。
3	資料11 (別紙)		①新規の人工透析患者が減少し、効果を上げているが、 どのように分析しているか。 ②市や医師会などとの連携した取り組みは ③コロナ禍での保健事業の在り方について	①人工透析への移行者減少について、事業の効果が表れていると考えますが、流動的な数値でもあることから、中長期的な視点で注視してまいります。 ②事業の実施にあたっては、医師会にご協力いただき進めているところです。事業への参加者を増やしていくことが事業効果につながることから、参加医療機関を増やしていきたいと考えております。 ③コロナ禍での保健事業実施には、感染対策のための制約を受けておりますことから、他市での事例等を参考にしつつ、様々な実施手段について検討してきます。
4	資料11 (別紙)		特定健診受診率の低下、特に高階地区では低い。地区内で、回覧と掲示による受診勧奨を行った。保健推進員の協力もお願いしてはどうか。	これまで、健康づくり推進課との連携により、保健推進員にも御協力いただいているところです。今後ともご協力をいただきながら、各地区での啓発を進めてまいります。
5			糖尿病性腎症重症化予防の取組が成果を上げており、今後も期待する。高血圧の予防も重要なので、保健指導を一層積極的に行ってもらいたい。特定健康診査は、より一層のPRを。	いずれも、データヘルス計画での重要な取組みでありますので、今後も積極的に進めてまいります。

(3) 令和2年度川越市国民健康保険赤字解消・削減計画の進捗状況結果報告について

No	資料番号	資料の該当箇所	御意見・御質問	回答
1	資料12		①赤字解消は、効果的な項目にフォーカスして実施することが望ましい。 ②削減額（結果）の説明を	①各事業の効果については検証が必要と考えております。 ②削減額算定については別紙
2	資料12	5~7ページ 削減金額算定根拠/ 削減金額算定不可能なもの	削減金額算定不可能な事業は、それぞれどのような効果を期待しているのかがわかりづらい。 金額以外の指標を持たせてはどうか。	削減金額が算定できない事業につきましても、間接的、長期的には医療費の適正化などにつながるものとして実施しておりますことから、期待される将来的な効果などを示していきます。
3	資料12		第三者求償の取組みについて ①金額計上があればわかりやすいのでは ②外傷性のレセプト全てを確認対象としてはどうか。	①求償額について、金額の大小に事例差が大きく予測不能であることから指標とはしていませんが、実績の参考数値として示すよう改めてまいります。 ②第三者求償の処理件数を増やしていくにあたり、被保険者からの傷病届が提出されるよう、傷病名から疑いのあるレセプトを基に勧奨通知を送付するなどの取組を検討してまいります。
4			削減計画は順調に進められていると思うが、「健康経営」がポイントとなるため、さらに知恵を絞って対策を実施して下さい。	「健康経営」の進捗には継続した取組が必要です。効果的に事業を進めていけるよう、知恵を絞ってまいります。

(4) その他

No	資料番号	資料の該当箇所	御意見・御質問	回答
1			未就学児の均等割軽減が示されているが、多子世帯への均等割軽減を行っている自治体がある。現状を調査し、来年度のあり方について見直してはいかがか。	令和4年度から制度化される未就学児の均等割軽減につきましては、皆様の声を要望として国へ届けることで実現しました。引き続き、中核市市長会や全国市長会を通じて、軽減の適用範囲拡大等の要望を行ってまいります。